

商品概要説明書

積立定期預金

(株)清水銀行
(平成 25 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛称)	・積立定期預金 (しみず積立定期預金)
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・預入期間 1 年、2 年、3 年のいずれかを選択できます。 ・最終預入期限は満期日の 1 か月前の応当日で、応当日がない場合は月末日とします。最終預入期限の翌日より満期日までは据置期間となります。 ・満期日には、ご契約の預入期間と同一預入期間の積立定期預金として自動的に継続します。
4. 預入 (1) 預入方法	積立方式 ・原則として、当行に開設されている総合口座（普通預金）、普通預金口座及び当座預金からの口座振替による自動積立でお預け入れいただきます。 ・積立日は、毎月 1 回当初ご指定頂いた日となります。（積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に積立となります。） ・なお年 2 回まで毎月のお預け入れのほかに指定金額を増額でお預け入れいただくことが可能です。 ・前述の自動積立の他、店頭及び ATM でお預け入れいただくことが可能です。最終預入期限内であれば、預入日、預入回数、預入額（1 回 100 円以上）はお客様の任意となります。※集金扱いは取扱いたしておりません。 ・現金、他口座からの振替、小切手等でもお預け入れいただけます。
(2) 預入金額	・100 円以上
(3) 預入単位	・1 円単位
5. 金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
6. 払戻方法	・元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。
7. 利息 (1) 適用利率	・預入金額ごとに、預入時の、預入日から満期日までの期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示利率を満期日まで適用します。 ・但し、契約期間が 3 年の場合は、満期日から遡って 2 年目の応当日を利息計算日として、お預け入れ日から利息計算日までが 1 年以上の場合には、お預け入れ日から利息計算日までの期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示利率を利息計算日まで適用し、利息計算日にはお預け入れ日から利息計算日までの利息（税引き後利息）とお預け入れ金額を合算のうえ、2 年もののスーパー定期預金の店頭表示利率を適用します。 ・当行所定の日に利率を変更した場合には、新利率は変更日以後にお預け入れいただく金額については、その預入日（すでにお預け入れいただいている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用いたします。
(2) 利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。 契約期間が 3 年のものについては、初回積立分について満期日の 2 年前の応当日に利息計算を行い、元金に加えます。
(4) 税金	・法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 ・個人のお客さまは平成 49 年 12 月 31 日までの間の源泉徴収税率は、所得税額に

商品概要説明書

積立定期預金

(株)清水銀行

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

	<p>対して 2.1% の復興特別所得税を付加した 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) となります。</p> <p>ただし、マル優ご利用の場合は除きます。</p>
8. 手数料	———
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることはできません。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高で 350 万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第 3 位以下切捨て)によって計算し、利息とともにお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> A. 6 か月未満 解約日における普通預金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 預入時の約定利率×50% C. 1 年以上 3 年未満 預入時の約定利率×70%
11. 預金保険保護区分	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は通帳式のみの取扱となります。 <p>[満期日での定期預金作成と積立の自動継続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日にお預け入れ金額の全額と利息(税引き後利息)を合算して、1 年もの自動継続スーパー定期として、申込み時にご指定いただいた定期預金通帳へ自動作成します。 ・積立定期預金は、ご契約の預入期間と同一預入期間の積立定期預金として自動的に継続します。継続後満期日到来時の積立分は、初回積立分と同様に、1 年もの自動継続スーパー定期として、定期預金通帳へ自動作成します。 ・積立定期預金の自動継続を行わない場合は、ご解約いただくこととなります。 ・自動作成するスーパー定期 1 年ものの利率は、自動作成日における店頭表示利率とします。但し、給与振込指定口座、公的年金受給口座から口座振替により自動積立いただいた方については、0.1% を上乗せした利率を当該定期預金の初回満期時まで適用します。初回満期日以降は各満期日におけるスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率を適用します。 <p>[受け入れ定期通帳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日に自動作成する定期預金を受け入れる定期預金通帳をお申込時に予めご指定いただきます。 ※積立定期預金のお申込み時に、同一店舗の定期預金通帳をご指定いただきます。 ・総合口座通帳を定期預金の受け入れ先としてご指定いただくことはできません。
13. 契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 <p>連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>